

消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示を指定

平成28年12月22日 消防庁告示第20号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の4第8項の規定に基づき、同項の指定表示を次のとおり指定する。

- 一 日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）L4404に適合する織りじゅうたんであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される同法第19条第1項の表示（日本工業規格L4404の難燃性の表示がされたものに限る。）
- 二 日本工業規格L4405に適合するタフテッドカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第19条第1項の表示（日本工業規格L4405の難燃性の表示がされたものに限る。）
- 三 日本工業規格L4406に適合するタイルカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第19条第1項の表示（日本工業規格L4406の難燃性の表示がされたものに限る。）
- 四 日本工業規格A5705に適合するビニル系床材（置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルに限る。）であって防災対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第19条第1項の表示

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。
（平成10年消防庁告示第4号及び平成13年消防庁告示第3号の廃止）
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - 一 平成10年消防庁告示第4号（消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示の指定）
 - 二 平成13年消防庁告示第3号（消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示の指定）
（平成10年消防庁告示第4号及び平成13年消防庁告示第3号の廃止に伴う経過措置）
- 3 経過措置に関する事項のため全文省略（内容概要：工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95号）による改正前の工業標準化法第19条第1項の表示である旧J I Sマークについては、指定表示としてなおその効力を有するものであること。）

<沿革>

- 平成 10 年 3 月 30 日消防庁告示第 4 号により、日本工業規格表示認定工場において製造される難燃性を有する織りじゅうたん及びタフテッドカーペットの材料段階に限り、防炎表示がなくとも J I S 難燃表示があればよいこととなった。ただし、じゅうたんが裁断縫製されて販売される段階又は防炎防火対象物に施工される段階では、従来どおり消防法令に基づく防炎表示を行うことが必要である。
- 平成 13 年 3 月 7 日消防庁告示第 3 号により、日本工業規格表示認定工場において製造される難燃性を有するタイルカーペットの材料段階に限り、防炎表示がなくとも J I S 難燃表示があればよいこととなった。
- 平成 28 年 12 月 22 日消防庁告示 20 号により、日本工業規格 A5705 のビニル系床材（置敷きビニル床タイル及び薄型置敷きビニル系タイルに限る）が指定表示として追加されるとともに、従来、指定表示を規定していた平成 10 年消防法告示第 3 号（織じゅうたん、タフテッドカーペットに関する告示）及び平成 13 年消防法告示第 3 号（タイルカーペットに関する告示）が廃止され改めて規定するという規定の整備が行われた。

<合板に関する指定表示の指定の廃止までの沿革>

- 昭和 48 年 8 月 16 日消防庁告示第 12 号により、消防法施行規則第 4 条の 4 第 6 項の規定に基づき、同項の指定表示が指定され、昭和 48 年 9 月 1 日から施行された。
- 平成 15 年 2 月の規格改正において、旧「難燃合板」及び旧「防炎合板」は、旧「普通合板」、旧「天然木化粧合板」又は旧「特殊加工化粧合板」に難燃処理又は防炎処理を施したものであり、それぞれの規格の一性能であることからこれを廃止し、それぞれの規格の一基準とした。この告示が廃止されたことによる規格基準等の中身の変更はない。廃止と同時に難燃、防炎の基準については、「合板」の日本農林規格の告示（農林水産省告示 233 号）の中で性能として定めている。
改正された合板 J A S の内容については、改正前と同様に、J I S A 1 3 2 1 の難燃 3 級の試験方法に従って書かれており特に違いはない。
改正 J A S 合板は書きぶりを変えているので見た目は旧告示と違うが中身は変えていない。
- 平成 26 年 4 月 14 日の消防庁告示第 12 号において、「難燃合板の日本農林規格」（昭和 44 年の農林省告示第 1869 号）及び「防炎合板の日本農林規格」（昭和 47 年農林省告示第 1650 号）の廃止（「普通合板の日本農林規格等を廃止する件」（平成 15 年の農林水産省告示第 232 号））並びに「合板の日本農林規格」（平成 15 年農林水産省告示第 233）の制定に伴う所定の見直し（難燃処理及び防炎処理についての指定表示の指定の廃止）が行われた。